

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(保険税の減免)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に認める場合は、次に掲げる届出等があったときにおいて、同項の規定による申請があったものとみなすことができる。</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定による資格の取得の届出（同条第14項の規定により当該届出があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 から 6 まで (略)</p>	<p>(保険税の減免)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に認める場合は、次に掲げる届出等があったときにおいて、同項の規定による申請があったものとみなすことができる。</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定による資格の取得の届出（同条第6項の規定により当該届出があったものとみなされる場合を含む。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 から 6 まで (略)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>第21条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を</p>	<p>第21条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p>

科する。		
------	--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正等に伴い、所要の改正をするものである。